

開業資金（女性創業枠）

県では、女性の活躍を推進する「CARAT（カラット）滋賀・女性・元気プロジェクト」の一環として、女性が起業する際に必要となる資金の調達にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

女性の起業を
支援するための
融資制度です！



（資金の特徴）

◆開業前から開業後5年未満の方まで広くご利用いただけます。

資金使途 （※1）	県内で新たに事業を開始するため、および県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な資金
融資対象者 （※2）	認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業しようとするもので、次のいずれかに該当する女性 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または、設立後5年未満の者 ③事業を営んでいない個人が開業後、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継させ設立した会社（ただし、開業後通算5年未満の場合に限る。）
融資限度額 （※3）	運転・設備合計 1,000万円
融資利率 （※4）	年1.00%
信用保証料	必ず保証協会の保証つき 保証料率 年0.70%
融資期間 （※5）	7年以内（据置1年以内）
担保・保証人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く）
受付機関	各商工会議所・各商工会・滋賀県産業支援プラザ
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」とは

平成26年度から、滋賀の地域・経済の活性化に向けて、滋賀県が、働く場への参画や起業、管理職の増加に向けた支援を中心に、女性の活躍推進に重点的に取り組むプロジェクトです。



- ※1 設備資金の場合は、融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
- ※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※3 同一年度内の利用は設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とします（条件がありますので、詳しくは受付機関等へご確認ください）。
- ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和4年4月1日現在

お問い合わせ先 滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL:077-528-3732 / FAX:077-528-4871

起業する女性を応援します！